平成２５年（フ）第３２号
山形県米沢市林泉寺２丁目２番２－１－４号　林泉寺団地
債務者　花岡　正志
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１６号
熊本県八代市古閑中町1101番地３　15
債務者　三池由美子（旧姓一原）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで　熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第２９８号
埼玉県川口市芝塚原２丁目16番14号
債務者　菊地ミツ子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１１６号
埼玉県草加市瀬崎３丁目23番１号　青宙荘、旧住所埼玉県川口市幸町２丁目２番23号　ヴィラ牛込303号
債務者　瀬戸　敬子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月28日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３９９号
愛知県稲沢市駅前２丁目13番19号
債務者　工藤　政喜
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４００号
愛知県稲沢市駅前２丁目13番19号
債務者　工藤　弘美
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１８号
北海道岩見沢市５条東６丁目３番地５　山崎アパート６号室
債務者　高子　邦子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２２号
静岡県富士市厚原1834番地の11
債務者　飯田　秀彦
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６８号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘35番地の111
債務者　朝井　徳晃
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで　神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２６号
北海道苫小牧市日新町３丁目３番４－303号
債務者　佐藤江利子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第６３４号
兵庫県加古川市平岡町新在家902番地の283、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家688番地の16
債務者　中野　智仁
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第９７号
兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場249番地
債務者　松下香代子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２０号
兵庫県高砂市荒井町小松原２丁目11番11－102号、従前の住所兵庫県高砂市高砂町浜田町２丁目10番１号
債務者　松田　康男
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１２１号
兵庫県姫路市林田町上伊勢1137番地１　ジョイガーデン
債務者　石田　　浩
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８７号
奈良市東九条町1424番地　北和県住11－405号
債務者　成宮　博子
1　決定年月日時　平成25年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字門田1271番地23　ハピネスＹ205号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町土師百井194番地
債務者　小林佳世子（旧姓澤村）
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２８号
広島市安芸区瀬野２丁目８番９号
債務者　岡田　順子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０号
三重県四日市市釆女町2997番地195　南
債務者　鉾之原和子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　津地方裁判所四日市支部破産係